

【1999 年 3 月 15 日】「年金制度改正案要綱」についての意見（久保田泰雄、榊本純、山根昭昶）

年金審議会

「年金制度改正案要綱」についての意見

1999.3.15

年金審議会委員

久保田 泰雄

榊本 純

山根 昭昶

(50 音順)

第 1 厚生年金・国民年金制度について

1. 年金水準の改定について

- (1) 報酬比例部分の給付乗率の引き下げ、ならびに裁定後の給付額の賃金スライドの停止措置の導入には反対する。

現在の制度が将来に約束している給付水準は、手取り年収の代替率で 55%程度となる。今回の改正案要綱の提案するような水準引き下げを行えば、これが 45%程度まで低下する(金額では生活保護基準近く)。代替率 55%は、ILO 基準や諸外国のケースに照らしてむしろ低めの水準であり、今後の介護保険料等高齢者の負担増が見込まれることを考慮すれば、せめてこの程度の水準を将来の受給世代に保証することは、公的年金に対する被保険者の信頼を確保する上で基本的な要件である。

- (2) 老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引き上げに反対する。

老齢厚生年金の支給開始年齢を 65 歳へ引き上げることは、前回改正でも議論されながら否定された。その理由は、60 歳代の雇用就業条件がきわめて厳しいこと、および、高齢期の生活形態のひとつとして「部分就労・部分年金」の意義を積極的に展望する観点からのことであった。多くの高齢者が希望する短時間(少日数)就労の条件を整備することは高齢社会に向けた大きな課題であり、いわゆる「別個の給付」がその意義を発揮するのはこれからである。高齢者の雇用・就業条件が厳しさをつのらせる状況で支給開始年齢を引き上げる措置を導入することは、年金と雇用との接続という基本条件に大きな不安を産むものであり、決して容認できない。

- (3) 前倒し受給の減額率について

国民年金制度発足時のまま放置されてきた前倒し受給に関わる減額率を、長寿化

に対応して適正化することは、前回改正から残された課題である。これは、特別支給の定額部分の支給開始年齢の引き上げが始まる 2001 年度からただちに問題になる事柄であり、今回見直しをはかることがぜひとも必要である。にもかかわらず「要綱」がこの見直しをまたもや先送りしたことは、看過できない重大な欠陥である。

(4) 在職老齢年金制度について

現在の在職老齢年金制度は、わずかでも収入があればただちに年金支給を 2 割削減するなど、重大な欠陥を孕んでいる。60 歳代後半層の在職者を対象にあらたな措置を導入する前に、まず現行制度の欠陥を是正すべきである。その上に立って、公的年金一元化に向け、「退職年金」から「老齢年金」への性格変更を正面から扱うことが、高額所得者に対する公的年金の支給制限措置を考える本筋である。こうした制度本来の検討を回避して、もっぱら給付抑制の観点からのみ部分的な制度変更を重ねることは、制度全体の歪みを拡げるものにほかならない。

(5) 将来の保険料負担について

「改正案要綱」の示す水準抑制を避けても、将来の保険料率は、現在ある積立金の運用収益や女性・高齢者の就業率の上昇の効果を正しく見込めば、基礎年金給付に関わる国庫負担率を 2 分の 1 に引き上げた場合、2025 年段階で月例ベースで 25%(総報酬ベースでは 19.5%)程度にとどめることができる。さらに基礎年金を税方式に転換するならば、保険料率は 18%(同 13.4%)程度となる。

2. 基礎年金の国庫負担割合の引き上げと税方式への転換

(1) 国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げは、前回改正以来の懸案であり、ただちに実施すべきである。同時に、相当する保険料(率)の引き下げをはかるべきである。このための財源は、間接税の引き上げによらず、行財政改革等により一般会計から充当すべきである。「要綱」の「8.費用負担」の(1)は、このいずれについても逆行した表現であり、同(4)とも整合せず、了承できない。

(2) 国庫負担割合の引き上げは、将来における税方式への転換に向けた過渡的な措置として明確に位置づけるべきである。この税方式への転換は、空洞化や徴収コスト上昇など現行制度の第 1 号被保険者対象者の保険料徴収に関わる問題、「第三号被保険者」をめぐる異論、学生の扱いなどを、「国民皆年金」の観点から解決する重要な選択である。今回の「改正案要綱」はこの選択を回避し、公的年金制度の最大の問題点を先送りしている。税方式は特に新しい構想ではなく、諸外国がすでに導入している。わが国でも社会保障制度審議会が、すでに昭和 52 年に「基本年金」構想として提唱したところである。

3. 育児休業・介護休業期間中の保険料免除について

育児休業期間中の保険料について、事業主負担分をあらたに免除する措置について

は了承する。2000 年度に予定されている介護保険の導入に対応し、介護休業期間中の労使の保険料負担についても、同様の免除措置を導入すべきである。これまでの審議で多くの委員から指摘されたこの点を「改正案要綱」が無視したことはきわめて遺憾である。

4．総報酬制への切り替えについて

年間総賃金に占める一時金(「要綱」でいう「賞与」)の比率が、産業・業種、企業規模、男女間で大きく異なる実状を踏まえれば、保険料の賦課対象を月例賃金から一時金を含む年間総賃金に広げることは、実効負担率の公平を確保する観点からきわめて重要である。だがそのためには、月例賃金と一時金とを区別せず同列に扱うことが基本であり、この点をより明確にして徴収方法を具体化することが必要である。

第2 厚生年金基金制度について

1．免除保険料率等の凍結について

- (1) 厚生年金保険料の凍結措置と、最低責任準備金の凍結とを連動させる理由が不明である。厚生年金が事実上賦課方式になっているのに対して厚生年金基金は完全積立方式であり、最低責任準備金はその給付設計により決定されるもので、公的年金との連動で政策的に凍結するならば、「非継続基準」等のルールを守れないことともなりかねない。
- (2) 規制緩和に関わる事項は、私的年金たる基金の自己責任によることを明確にすべきである。

2．その他

- (1) 基金制度に特有の「代行制」のあり方、税制適格年金との相互移動の問題など、審議会で労使が指摘してきた問題点の改革が先送りされたことは、きわめて遺憾である。
- (2) 低金利を背景に企業年金財政が危機を深めているなか、労働者の受給権保護が特に重大な問題となっている。この受給権保護について、法整備を含む積極的な措置を打ち出すことが特に求められる。

第3 積立金の自主運用等について

1．自主運用について

- (1) 年金積立金をさらに積み増す財政計画には基本的な疑義がある。社会資本整備など国の経済計画の観点からの必要性はすでに過去のものとなった今日、巨額の積立

金は、今後あり得る突発的なインフレや運用リスクを勘案すれば、年金財政全体にとって不安定要因ともなりかねない。国民生活の将来に関わる公的年金制度をマネーゲームの危険から守る観点に立って、積立金のあり方そのものを検討すべきである。

- (2) 当面、現在の積立金をこれ以上積み増すことを止め、その管理運用について、受託者責任を明確にするとともに、保険料を拠出する労使の代表を含む透明な管理運用体制を確立することを明示すべきである。

2. 融資事業等について

- (1) 年金福祉事業団の行ってきた融資事業等は、高齢化にともなう被保険者のニーズ、官民両制度の均衡、全体としての福祉行政などの観点から存続をはかるべきものであり、「要綱」の示した方向は概ね妥当なものとする。
- (2) グリーンピアについては、これまで労使が拠出してきた保険料による公的な資産として、高齢化に対応した有効な活用をはかる観点から対処するべきである。